

環境基準等

環境基準とは、環境基本法及びダイオキシン類対策特別措置法に基づいて、大気汚染、水質汚濁、土壌汚染及び騒音に係る環境上の条件について、人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持されることが望ましいとして定められた基準のことです。

(1) 大気汚染

ア 環境基準

二酸化硫黄	一酸化炭素	浮遊粒子状物質	微小粒子状物質	二酸化窒素
1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること。	1年平均値が15μg/m ³ 以下であり、かつ1日平均値が35μg/m ³ 以下であること。	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。
光化学オキシダント	トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン	ジクロロメタン	ベンゼン
1時間値が0.06ppm以下であること。	年平均値が0.2mg/m ³ 以下であること。※	年平均値が0.2mg/m ³ 以下であること。	年平均値が0.15mg/m ³ 以下であること。	年平均値が0.003mg/m ³ 以下であること。

(注1) 大気中に浮遊する粒子状物質であって、その粒径が10μm以下のものを浮遊粒子状物質といい、粒径が2.5μm以下のものを微小粒子状物質という。

(注2) 微小粒子状物質に係る環境基準については、2009年9月9日付け環境省告示33号「微小粒子状物質による大気汚染に係る環境基準について」にて定められた。

※ 2018年11月19日付けで「年平均値が0.13mg/m³以下であること。」に改定された。

イ 窒素酸化物の排出基準

窒素酸化物の濃度は次の式により算出する。

$$C = \frac{21 - O_n}{21 - O_s} C_s$$

(窒素酸化物の濃度(ppm))

O_n:表中のO_n値に掲げる値

O_s:排出ガス中の酸素の濃度(%) (20%を超える場合は20%とする)

C_s:窒素酸化物の実測値(ppm)

窒素酸化物の排出基準(抄)

大別表第1の項令	ばい煙発生施設の種類 (注1)	規模最大排出ガス量 万m ³ N/h (注2)	O _n (%)	排出基準値(ppm)					
				昭和48年8月9日までに設置された施設	昭和48年8月10日から昭和50年12月9日までに設置された施設	昭和50年12月10日から昭和52年6月17日までに設置された施設 昭和52年6月18日から昭和52年9月9日までに設置された液体燃焼ボイラー	昭和52年6月18日から昭和54年8月9日までに設置された施設	昭和54年8月10日から昭和58年9月9日までに設置された施設	昭和58年9月10日以降に設置された施設
1 (注3) (注4) (注5) (注6)	ガス専焼ボイラー	4~10	5	130	130	130	100	100	100
		1~4	5	150	150	130	130	130	130
		1未満	5	150	150	150	150	150	150
	固体燃料ボイラー	4~10	6	450	350	300	300	300	250(注14)
		0.5~4	6	450	380	350	350	350	350
		0.5未満	6	480	480	480	380	380	350
液体燃料ボイラー	4~10	4	190	180	150	150	150	150	
	1~4	4	230	230	150	150	150	150	
	1未満	4	250	250	250	180	180	180	
	ガス発生炉・加熱炉(注7)		7	170	170	170	170	150	150
5	金属溶解炉(注8)		12	200	200	200	200	180	180
6	金属加熱炉(注9)	0.5~1	11	170	170	170	150	150	150
		0.5未満	11	200	200	200	180	180	180
9	窯業製品製造用焼成炉(注10)		15	200	200	200	200	180	180
10	反応炉・直火炉(注11)		6	200	200	200	200	180	180
11	乾燥炉		16	250	250	250	250	230	230
13	廃棄物焼却炉(連続炉)	4以上 4未満	12	300	300	300	250 300	250	250
	廃棄物焼却炉(連続炉以外)(注12)	4以上	12				250	250	250
				昭和63年1月31日までに設置された施設	昭和63年2月1日から平成元年7月31日までに設置された施設	平成元年8月1日から平成3年1月31日までに設置された施設	平成3年2月1日から平成6年1月31日までに設置された施設	平成6年2月1日以降に設置された施設	
29	ガス専焼ガスタービン(注13)	4.5以上	16		70	70	70	70	
		4.5未満			90	70	70	70	
	液体燃料ガスタービン(注13)	4.5以上			100	100	70	70	
		4.5未満			120	100	70	70	
30	ディーゼル機関(注13)	シリンダー内径400mm以上	13		1,600	1,400	1,200	1,200	
		400mm未満			950	950	950	950	
31	ガス機関(注13)		0	平成5年2月1日から2,000	2,000	2,000	1,000	600	
32	ガソリン機関(注13)		0	平成5年2月1日から2,000	2,000	2,000	1,000	600	

(注1)電気炉(熱源として電気を使用するもの)を除く。

(注2)大規模なものは省略

(注3)石炭、原油タールを燃焼するものは省略

(注4)硫黄酸化物処理施設が付属している液体燃焼ボイラーは省略

(注5)液体燃焼の水管、炉筒煙管ボイラーのうち昭和52年9月10日前に設置された排出ガス量が0.5万m³N/h未満の過負荷燃焼のものは、適用除外

(注6)小型ボイラー(伝熱面積10㎡未満かつ重油換算燃焼能力50L/h以上)に対する特別

ガス専焼ボイラー、灯油・軽油・A重油専焼ボイラー、既設ボイラー(昭和60年9月9日までに設置されたものは適用除外)

	昭和60年9月10日から平成2年9月9日までに設置	平成2年9月10日以降に設置
固体燃料ボイラー	350	350
液体燃料ボイラー	300	260

(注7)水素製造用(天井バーナー燃焼方式のものに限る)は省略

(注8)キューボラは適用除外

(注9)ラジアンチューブ型、鍛接鋼管用は省略

(注10)石灰、セメント、耐火物原料、及び耐火レンガ製造用は省略

(注11)硫酸カルウム、硫酸製造用反応炉は省略

(注12)浮遊回転燃焼式、特殊廃棄物は省略

(注13)非常用は適用除外

(注14)昭和62年3月31日までに設置された施設は300ppm

ウ ばいじんの排出基準

(ア) 大気汚染防止法

ばいじんの量は次の式により算出する。

$$C = \frac{21 - O_n}{21 - O_s} C_s$$

C : ばいじんの量(g / m³N)

O_n:表中のO_n値に掲げる値

O_s:排出ガス中の酸素の濃度(%) (20%を超える場合は20%とする)

C_s:ばいじんの実測値(g/m³N)

ばいじんの排出基準(抄)

番号	ばい煙発生施設	区 分	排出ガス量 (万m ³ N/h) (注1)	排出基準値 (g / m ³ N)		O _n (%)
				昭和57年5月31日ま でに設置された施設	昭和57年6月1日以 降に設置された施設	
1	ボイラー (注2) (注3)	ガス専焼	4以上	0.05	0.05	5
			4未満	0.10	0.10	5
		重油その他の液体燃料 (黒液を除く)専焼 ガス・液体燃料混焼	4~20	0.18	0.15	4
			1~4	0.25	0.25	4
			1未満	0.30	0.30	O _s
上記以外		0.40	0.30	O _s		
2	ガス発生炉			0.05	0.05	7
	加熱炉			0.10	0.10	7
5	金属溶解炉		4未満	0.20	0.20	O _s
6	金属加熱炉		4未満	0.25	0.20	O _s
9	窯業製品製造用 焼成炉・溶融炉(注4)	その他	4未満	0.25	0.25	O _s
10	無機化学工業品・食料品製 造用反応炉・直火炉(注5)		4以上	0.15	0.15	O _s
			4未満	0.20	0.20	O _s
11	乾燥炉(注6)	骨材乾燥炉	2以上	0.50	0.50	16
			2未満	0.60	0.50	16
		その他	1~4	0.30	0.20	16
			1未満	0.35	0.20	16
12	銑鉄等製造用電気炉(注7)			0.10	0.10	O _s
				平成10年6月30日ま でに設置された施設	平成10年7月1日以 降に設置された施設	
13	廃棄物焼却炉		焼却能力4t/h以上	0.08	0.04	12
			焼却能力2~4t/h	0.15	0.08	12
			焼却能力2t/h未満	0.25	0.15	12
				昭和63年1月31日ま でに設置された施設	昭和63年2月1日以 降に設置された施設	
29	ガスタービン(注8)				0.05	16
30	ディーゼル機関(注8)				0.10	13
31	ガス機関(注8)			0.05	0.05	0

(注1) 大規模なものは省略

(注2) 小型ボイラー(伝熱面積10m²未満かつ重油換算能力50L/h以上)に対する特則

ガス専焼ボイラー、灯油・軽油・A重油専焼ボイラー、既設ボイラー(昭和60年9月9日までに設置されたもの)は適用除外

	昭和60年9月10日から平成2年9月9日までに設置	平成2年9月10日以降に設置
液体燃料	0.50	0.30
固体燃料	0.50	0.30

(注3) 黒液燃焼、石炭燃焼は省略

(注4) 石灰、セメント、耐火レンガ又は耐火物原料製造用焼成炉及び溶融炉は省略

(注5) 活性炭製造用反応炉は省略

(注6) 直接熱風乾燥炉ではO_nは適用猶予

(注7) 合金鉄及びカーバイド製造用電気炉は省略

(注8) 非常用は適用猶予

(イ) 札幌市生活環境の確保に関する条例

項	ばい煙発生施設	区分	排出基準 (g/m ³ N)		
			平成11年6月30日まで に設置された施設	平成11年7月1日から 平成15年2月25日まで に設置された施設	平成15年2月26日以降 に設置された施設
1	ボイラー・加熱炉・ 直火炉・乾燥炉・ 溶融炉・溶解炉	ガス専焼	0.1		
		液体燃料	0.4	0.3	
		固体燃料	0.8	0.3	
2	廃棄物焼却炉	0.25	0.15		

(2) 水質汚濁

ア 環境基準等

(ア) 人の健康の保護に関する環境基準

項 目	基 準 値	項 目	基 準 値
カドミウム	0.003 mg/L 以下	トリクロロエチレン	0.01 mg/L 以下
全シアン	検出されないこと	テトラクロロエチレン	0.01 mg/L 以下
鉛	0.01 mg/L 以下	1,3-ジクロロプロペン	0.002 mg/L 以下
クロム(六価)	0.05 mg/L 以下	チウラム	0.006 mg/L 以下
ヒ素	0.01 mg/L 以下	シマジン	0.003 mg/L 以下
総水銀	0.0005 mg/L 以下	チオベンカルブ	0.02 mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと	ベンゼン	0.01 mg/L 以下
P	検出されないこと	セレン	0.01 mg/L 以下
ジクロロメタン	0.02 mg/L 以下	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/L 以下
四塩化炭素	0.002 mg/L 以下	ふっ素	0.8 mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/L 以下	ほう素	1 mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1 mg/L 以下	1,4-ジオキサソ	0.05 mg/L 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L 以下		
1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/L 以下		
1,1,2-トリクロロエタン	0.006 mg/L 以下		

(注) 基準値は年間平均とする。ただし、全シアンについては最高値とする。

(イ) 生活環境の保全に関する環境基準(河川)

項目 類型	利用目的の 適 応 性	基 準 値				
		水素イオン 濃 度 (pH)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数
A	水道2級 水産1級 水浴	6.5~8.5	2mg/L以下	25mg/L以下	7.5mg/L以上	1,000 MPN/100mL 以下
B	水道3級 水産2級	6.5~8.5	3mg/L以下	25mg/L以下	5mg/L以上	5,000 MPN/100mL 以下
D	工業用水2級 農業用水	6.0~8.5	8mg/L以下	100mg/L以下	5mg/L以上	—

(注) 基準値は日間平均とする。

水道2級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
水道3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
水産1級：ヤマメ・イワナ等貧腐水性水域の水産生物用

水産2級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用
工業用水2級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの

(参考)札幌市内河川の類型指定状況

流域	水 域	該当類型
豊 平 川	豊平川上流 (白川浄水場取水口から上流)	A
	豊平川中流 (白川浄水場取水口から函館本線豊平川鉄橋まで)	B
	豊平川下流 <div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 0 5px; margin-right: 5px;"> 函館本線豊平川鉄橋 望月寒川函館本線鉄橋 月寒川函館本線鉄橋 厚別川函館本線鉄橋 野津幌川函館本線鉄橋 </div> } から下流 </div>	B
	南の沢川 (全域)	A
	北の沢川 (北の沢川及び中ノ沢川の全域)	A
	真駒内川 (全域)	A
	精進川 (全域)	A
	望月寒川 (函館本線鉄橋から上流)	A
	月寒川 (函館本線鉄橋から上流)	A
	厚別川 (函館本線鉄橋から上流)	A
野津幌川 (函館本線鉄橋から上流)	B	
茨 戸 川	茨戸川上流 (ペケレット湖入口から上流)	B
	茨戸川中流 <div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 0 5px; margin-right: 5px;"> ペケレット湖入口 創成川北16条橋 </div> } から樽川合流点まで </div>	B
	創成川 (北16条橋から上流)	B
新 川	新川上流 (琴似発寒川の札幌市上水道西野取水口から上流)	A
	新川下流 (新川及び琴似川の全域並びに琴似発寒川の札幌市上水道西野取水口から下流)	D

(ウ) 水生生物保全環境基準の水域類型及び基準値の概要

水域	類 型	水生生物の生息状況の適応性	環境基準値		
			全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩(LAS)
河川及び湖沼	生物A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L以下	0.001mg/L以下	0.03mg/L以下
	生物特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L以下	0.0006mg/L以下	0.02mg/L以下
	生物B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L以下	0.002mg/L以下	0.05mg/L以下
	生物特B	生物A又は生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L以下	0.002mg/L以下	0.04mg/L以下

※札幌市内において、2014年3月末現在で、水生生物保全環境基準に関する水域類型が指定されている地点はありません。

(エ) 水生生物の保全に関する要監視項目指針値

水域	類 型	要監視項目指針値					
		クロロホルム	フェノール	ホルムアルデヒド [*]	4-tert-オクチルフェノール	アニリン	2,4-ジクロロフェノール
河川及び湖沼	生物 A	0.7mg/L以下	0.05mg/L以下	1mg/L以下	0.001mg/L以下	0.02mg/L以下	0.03mg/L以下
	生物特 A	0.006mg/L以下	0.01mg/L以下	1mg/L以下	0.0007mg/L以下	0.02mg/L以下	0.003mg/L以下
	生物 B	3mg/L以下	0.08mg/L以下	1mg/L以下	0.004mg/L以下	0.02mg/L以下	0.03mg/L以下
	生物特 B	3mg/L以下	0.01mg/L以下	1mg/L以下	0.003mg/L以下	0.02mg/L以下	0.02mg/L以下

※1：札幌市内において、2014年3月末現在で、水生生物保全環境基準に関する水域類型が指定されている地点はありません。

※2：各類型の説明については、(ウ)の表を参照。

(オ) 要監視項目及び指針値

項 目	指 針 値	項 目	指 針 値
クロロホルム	0.06 mg / L 以下	イプロベンホス (IBP)	0.008 mg / L 以下
トランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg / L 以下	クロルニトロフェン (CNP)	—
1,2-ジクロロプロパン	0.06 mg / L 以下	トルエン	0.6 mg / L 以下
p-ジクロロベンゼン	0.2 mg / L 以下	キシレン	0.4 mg / L 以下
イソキサチオン	0.008 mg / L 以下	フタル酸ジエチルヘキシル	0.06 mg / L 以下
ダイアジノン	0.005 mg / L 以下	ニッケル	—
フェニトロチオン (MEP)	0.003 mg / L 以下	モリブデン	0.07 mg / L 以下
イソプロチオラン	0.04 mg / L 以下	アンチモン	0.02 mg / L 以下
オキシ銅 (有機銅)	0.04 mg / L 以下	塩化ビニルモノマー	0.002 mg / L 以下
クロロタロニル (TPN)	0.05 mg / L 以下	エピクロロヒドリン	0.0004 mg / L 以下
プロピザミド	0.008 mg / L 以下	全マンガン	0.2 mg / L 以下
EPN	0.006 mg / L 以下	ウラン	0.002 mg / L 以下
ジクロロボス (DDVP)	0.008 mg / L 以下		
フェノブカルブ (BPMC)	0.03 mg / L 以下		

(注) クロルニトロフェン (CNP)、ニッケルについては、安全性評価が終了するまでの間は要監視項目の指針値は設定されない。

イ 水質汚濁防止法に基づく排水基準

(ア) 有害物質に係る排水基準

有害物質の種類	許容限度	有害物質の種類	許容限度
カドミウム及びその化合物	0.03 mg / L	四 塩 化 炭 素	0.02 mg / L
シ ア ン 化 合 物	1 mg / L	1,2 - ジ ク ロ ロ エ タ ン	0.04 mg / L
有機燐(りん)化合物(パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNに限る)	1 mg / L	1,1 - ジ ク ロ ロ エ チ レ ン	1 mg / L
		シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4 mg / L
		1,1,1 - トリクロロエタン	3 mg / L
鉛 及 び そ の 化 合 物	0.1 mg / L	1,1,2 - トリクロロエタン	0.06 mg / L
六 価 ク ロ ム 化 合 物	0.5 mg / L	1,3 - ジ ク ロ ロ プ ロ ペ ン	0.02 mg / L
ヒ 素 及 び そ の 化 合 物	0.1 mg / L	チ ウ ラ ム	0.06 mg / L
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.005 mg / L	シ マ ジ ン	0.03 mg / L
		チ オ ベ ン カ ル プ	0.2 mg / L
アルキル水銀化合物	検 出 さ れ な い こ と	ベ ン ゼ ン	0.1 mg / L
		セレン及びその化合物	0.1 mg / L
ポ リ 塩 化 ビ フ ェ ニ ル	0.003 mg / L	ほう素及びその化合物	10 mg / L
ト リ ク ロ ロ エ チ レ ン	0.1 mg / L	ふっ素及びその化合物	8 mg / L
テ ト ラ ク ロ ロ エ チ レ ン	0.1 mg / L	アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	100 ※ mg / L
ジクロロメタン	0.2 mg / L		

(イ) 生活環境項目に係る排水基準

一般項目	許容限度	特殊項目	許容限度
水 素 イ オ ン 濃 度 (p H)	5.8~8.6	n - ヘキサン抽出物質 (鉱 油 類)	5 mg / L
生物化学的酸素要求量 (B O D)	160 (日間平均120) mg / L	n - ヘキサン抽出物質 (動 植 物 油 脂 類)	30 mg / L
浮 遊 物 質 量 (S S)	200 (日間平均150) mg / L	フ ェ ノ ー ル 類	5 mg / L
		銅	3 mg / L
大 腸 菌 群 数	日間平均 3,000 個 / cm ³	亜 鉛	2 mg / L
		鉄 (溶 解 性)	10 mg / L
		マンガン (溶 解 性)	10 mg / L
		ク ロ ロ ム	2 mg / L

(注) 本表に掲げる排水基準は、1日あたりの平均的な排出水の量が50m³以上である事業場等に対して適用される。

エ 北海道条例に基づく上乗せ排水基準(主なもの)

(ア) 有害物質に係る排水基準

対象業種	有害物質の種類	許容限度
非鉄金属鉱業	シアン化合物	0.6mg/L

(注) 本表に掲げる排水基準は、豊平川流域及び茨戸川流域について適用される。

(イ) 生活環境項目に係る排水基準

対象業種	項目	許容限度
し尿浄化槽 (昭和47年10月1日以降に設置されたもの)	生物化学的酸素要求量 (BOD)	40 (日間平均30) mg/L
	浮遊物質 (SS)	90 (日間平均70) mg/L
下水道終末処理施設 (活性汚泥法又は標準散水ろ床法等によるもの)	生物化学的酸素要求量 (BOD)	日間平均20mg/L
	浮遊物質 (SS)	日間平均70mg/L

(注) 本表に掲げる排水基準は、1日あたりの平均的な排水の量が50m³以上である事業場等に対して適用される。

オ 開発行為等における汚水放流の指導要綱に係る水質基準値

市街化区域			市街化調整区域	
BOD		n-ヘキサン抽出物質	BOD	n-ヘキサン抽出物質
排水量10m ³ /日以上 50m ³ /日未満	排水量 50m ³ /日以上			
30mg/L以下	20mg/L以下	鉱物油 5mg/L以下 動植物油 30mg/L以下	10mg/L以下	鉱物油 5mg/L以下 動植物油 10mg/L以下

カ 豊羽鉱山に係る公害防止協定に基づく排水水質協定値

(単位: mg/L) 臭気・色度を除く

	pH	カドミウム	シアン	鉛	ヒ素	銅	亜鉛	溶解性鉄	溶解性マンガン	溶解性アルミニウム	臭気強度	色度
協定値	-	0.03	0.1	-	-	1.5	3	-	7 ^{※4}	30 ^{※4}	40 ^{※4}	70 ^{※4}
水質汚濁防止法排水基準	5.8~8.6	0.08 ^{※1}	0.6 ^{※2}	0.1	0.1	3	5 ^{※3}	10	10	-	-	-

(注) 協定値は、測定結果の年平均値で評価する。

※1 カドミウムについては2019年11月30日まで暫定排水基準が適用される。

※2 シアンについては、北海道条例に基づく上乗せ排水基準

※3 亜鉛については、2021年12月10日まで暫定排水基準が適用される。

※4 処理水を、水道水源となる公共用水域に排出する場合のみ適用

キ 旧手稲鉱山に係る鉱害防止協定に基づく排水水質協定値

(単位: mg/L)

	pH	カドミウム	鉛	ヒ素	銅	亜鉛	溶解性マンガン	溶解性鉄
協定値	5.8~8.6	0.08 ^{※1}	0.1	0.1	3	5 ^{※2}	10	10

(注) 上記項目については、水質汚濁防止法に基づく排水基準に適合させる。

※1 カドミウムについては、2019年11月30日まで暫定排水基準が適用される。

※2 亜鉛については、2021年12月10日まで暫定排水基準が適用される。

(3) 土壌、地下水

ア 環境基準

(ア) 土壌の汚染に係る環境基準

項 目	環 境 上 の 条 件
カドミウム	検液1Lにつき0.01mg以下であり、かつ、農用地においては、米1kgにつき1mg未満であること。
全シアン	検液中に検出されないこと。
有機燐(りん)	検液中に検出されないこと。
鉛	検液1Lにつき0.01mg以下であること。
六価クロム	検液1Lにつき0.05mg以下であること。
ヒ素	検液1Lにつき0.01mg以下であり、かつ、農用地(田に限る。)においては、土壌1kgにつき15mg未満であること。
総水銀	検液1Lにつき0.0005mg以下であること。
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。
P C B	検液中に検出されないこと。
銅	農用地(田に限る。)において、土壌1kgにつき125mg未満であること。
ジクロロメタン	検液1Lにつき0.02mg以下であること。
四塩化炭素	検液1Lにつき0.002mg以下であること。
1,2-ジクロロエタン	検液1Lにつき0.004mg以下であること。
1,1-ジクロロエチレン	検液1Lにつき0.1mg以下であること。
シス-1,2-ジクロロエチレン	検液1Lにつき0.04mg以下であること。
1,1,1-トリクロロエタン	検液1Lにつき1mg以下であること。
1,1,2-トリクロロエタン	検液1Lにつき0.006mg以下であること。
トリクロロエチレン	検液1Lにつき0.03mg以下であること。
テトラクロロエチレン	検液1Lにつき0.01mg以下であること。
1,3-ジクロロプロペン	検液1Lにつき0.002mg以下であること。
チウラム	検液1Lにつき0.006mg以下であること。
シマジン	検液1Lにつき0.003mg以下であること。
チオベンカルブ	検液1Lにつき0.02mg以下であること。
ベンゼン	検液1Lにつき0.01mg以下であること。
セレン	検液1Lにつき0.01mg以下であること。
ふっ素	検液1Lにつき0.8mg以下であること。
ほう素	検液1Lにつき1mg以下であること。
備 考	カドミウム、鉛、六価クロム、ヒ素、総水銀、セレン、ふっ素及びほう素に係る環境上の条件のうち検液中濃度に係る値にあっては、汚染土壌が地下水面から離れており、かつ、原状において当該地下水中のこれらの物質の濃度がそれぞれ地下水1Lにつき0.01mg、0.01mg、0.05mg、0.01mg、0.0005mg、0.01mg、0.8mg及び1mgを超えていない場合には、それぞれ検液1Lにつき0.03mg、0.03mg、0.15mg、0.03mg、0.0015mg、0.03mg、2.4mg及び3mgとする。

(イ) 地下水の水質汚濁に係る環境基準

項 目	基 準 値	項 目	基 準 値
カドミウム	0.003 mg / L 以下	1,1,2-トリクロロエタン	0.006 mg / L 以下
全シアン	検出されないこと	トリクロロエチレン	0.01 mg / L 以下
鉛	0.01 mg / L 以下	テトラクロロエチレン	0.01 mg / L 以下
六価クロム	0.05 mg / L 以下	1,3-ジクロロプロペン	0.002 mg / L 以下
ヒ素	0.01 mg / L 以下	チウラム	0.006 mg / L 以下
総水銀	0.0005 mg / L 以下	シマジン	0.003 mg / L 以下
アルキル水銀	検出されないこと	チオベンカルブ	0.02 mg / L 以下
PCB	検出されないこと	ベンゼン	0.01 mg / L 以下
ジクロロメタン	0.02 mg / L 以下	セレン	0.01 mg / L 以下
四塩化炭素	0.002 mg / L 以下	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg / L 以下
塩化ビニルモノマー	0.002 mg / L 以下	ふっ素	0.8 mg / L 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004 mg / L 以下	ほう素	1 mg / L 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1 mg / L 以下	1,4-ジオキサ	0.05 mg / L 以下
1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg / L 以下		
1,1,1-トリクロロエタン	1 mg / L 以下		

(注) 基準値は年間平均とする。ただし、全シアンについては最高値とする。

イ 土壤汚染対策法に基づく指定基準

特定有害物質	土壤含有量基準	土壤溶出量基準
四塩化炭素		検液 1Lにつき0.002mg以下であること
1,2-ジクロロエタン		検液 1Lにつき0.004mg以下であること
1,1-ジクロロエチレン		検液 1Lにつき0.02mg以下であること
シス-1,2-ジクロロエチレン		検液 1Lにつき0.04mg以下であること
1,3-ジクロロプロペン		検液 1Lにつき0.002mg以下であること
ジクロロメタン		検液 1Lにつき0.02mg以下であること
テトラクロロエチレン		検液 1Lにつき0.01mg以下であること
1,1,1-トリクロロエタン		検液 1Lにつき1mg以下であること
1,1,2-トリクロロエタン		検液 1Lにつき0.006mg以下であること
トリクロロエチレン		検液 1Lにつき0.03mg以下であること
ベンゼン		検液 1Lにつき0.01mg以下であること
カドミウム及びその化合物	土壤1kgにつき150mg以下であること	検液1Lにつき0.01mg以下であること
六価クロム化合物	土壤1kgにつき250mg以下であること	検液1Lにつき0.05mg以下であること
シアン化合物	遊離シアンとして土壤 1 kgにつき50mg以下であること	検液中に検出されないこと
水銀及びその化合物	土壤 1 kgにつき15mg以下であること	検液1Lにつき0.0005mg以下であること
うちアルキル水銀		検液中に検出されないこと
セレン及びその化合物	土壤1kgにつき150mg以下であること	検液1Lにつき0.01mg以下であること
鉛及びその化合物	土壤1kgにつき150mg以下であること	検液1Lにつき0.01mg以下であること
ヒ素及びその化合物	土壤1kgにつき150mg以下であること	検液1Lにつき0.01mg以下であること
ふっ素及びその化合物	土壤1kgにつき4,000mg以下であること	検液1Lにつき0.8mg以下であること
ほう素及びその化合物	土壤1kgにつき4,000mg以下であること	検液1Lにつき1mg以下であること
シマジン		検液1Lにつき0.003mg以下であること
チウラム		検液1Lにつき0.006mg以下であること
チオベンカルブ		検液1Lにつき0.02mg以下であること
PCB		検液中に検出されないこと
有機りん化合物		検液中に検出されないこと

(4) 騒音・振動

ア 騒音の環境基準(平成11年4月1日施行)

(等価騒音レベル (LAeq)、単位:デシベル)

地域の類型	当てはめ地域	地域の区分	時間の区分	
			昼間 (6時～22時)	夜間 (22時～6時)
AA	札幌市では指定なし		-	-
A	第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域 第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域	一般地域	55以下	45以下
		2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60以下	55以下
B	第1種住居地域 第2種住居地域 準住居地域	一般地域	55以下	45以下
		2車線以上の車線を有する道路に面する地域	65以下	60以下
C	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域	一般地域	60以下	50以下
		車線を有する道路に面する地域	65以下	60以下

(注) 1 地域の類型

AA:特に静穏を要する地域

A:専ら住居の用に供される地域

B:主として住居の用に供される地域

C:相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域

2 この基準は航空機騒音、鉄道騒音及び建設作業騒音には適用しない。

◎幹線道路近接空間に関する特例

幹線交通を担う道路に近接する空間については、前表に関わらず特例として次表のとおりとする。(等価騒音レベル (LAeq)、単位:デシベル)

昼間		夜間	
70以下		65以下	
備考	1 「幹線交通を担う道路」とは、高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び市町村道(市町村道にあっては4車線以上の区間に限る。)等を表し、「幹線交通を担う道路に近接する空間」とは、以下のように車線数の区分に応じて道路端からの距離によりその範囲を特定する。		
	<ul style="list-style-type: none"> ・2車線以下の車線を有する道路 15メートル ・2車線を越える車線を有する道路 20メートル 		
2 個別の住居などにおいて騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準(昼間にあっては45デシベル以下、夜間にあっては40デシベル以下)によることができる。			

イ 航空機騒音の環境基準

(時間帯補正等価騒音レベル (Lden)、単位:デシベル)

地域の類型	基準値	該当地域:丘珠空港を中心とした半径約5kmの地域
I	57以下	第1種低層住居専用地域
		第2種低層住居専用地域
		第1種中高層住居専用地域
		第2種中高層住居専用地域
II	62以下	類型 I 及び除外地域以外の地域
除外地域	—	空港敷地及び工業専用地域

(注) 1 Lden(時間帯補正等価騒音レベル)とは、航空機1機ごとの飛行騒音の他、航空機の地上騒音等を含め時間帯ごとに重みづけをしたエネルギー量を積分した、航空機騒音のうるさを表す数値のこと。

2 Ldenは、平成19年12月17日に告示(環境省告示第114号)、平成25年4月1日に施行された。

ウ 自動車交通騒音の要請限度

(等価騒音レベル (LAeq)、単位：デシベル)

区 域	地 域 の 区 分	道路区分	昼間	夜間
a 区域	第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域	1車線	65	55
	第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域	2車線以上	70	65
b 区域	第1種住居地域 第2種住居地域	1車線	65	55
	準住居地域	2車線以上	75	70
c 区域	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域	車線を有する	75	70
幹線交通を担う道路に近接する区域			75	70

(注) 時間の区分 昼間：6時～22時 夜間：22時～6時

平成12年4月1日施行

エ 在来線鉄道の新設または大規模改良に際しての騒音対策の指針

新 線	等価騒音レベル (LAeq) として、昼間 (7時～22時) については60デシベル以下、夜間 (22時～翌日7時) については55デシベル以下とする。なお、住居専用地域等住居環境を保護すべき地域にあっては、一層の低減に努めること。
大規模改良線	騒音レベルの状況を改良前より改善すること。

オ 騒音の規制基準等

(ア) 騒音規制法の規制基準

特定施設

<p>1 金属加工機械</p> <p>イ 圧延機械 (原動機の定格出力の合計が22.5kW以上のものに限る。)</p> <p>ロ 製管機械</p> <p>ハ ベンディングマシン (ロール式のものであって、原動機の定格出力が3.75kW以上のものに限る。)</p> <p>ニ 液圧プレス (矯正プレスを除く。)</p> <p>ホ 機械プレス (呼び加圧能力が294kN以上のものに限る。)</p> <p>ヘ セン断機 (原動機の定格出力が3.75kW以上のものに限る。)</p> <p>ト 鍛造機</p> <p>チ ワイヤフォーミングマシン</p> <p>リ プラスト (タンブラスト以外のものであって、密閉式のものを除く。)</p> <p>ヌ タンブラー</p> <p>ル 切断機 (といしを用いるものに限る。)</p> <p>2 空気圧縮機及び送風機 (原動機の定格出力が7.5kW以上のものに限る。)</p> <p>3 土石用又は鉱物用の破碎機、摩砕機、ふるい及び分級機 (原動機の定格出力が7.5kW以上のものに限る。)</p> <p>4 織機 (原動機を用いるものに限る。)</p>	<p>5 建設用資材製造機械</p> <p>イ コンクリートプラント (気ほうコンクリートプラントを除き、混練機の混練容量が0.45m³以上のものに限る。)</p> <p>ロ アスファルトプラント (混練機の混練重量が200kg以上のものに限る。)</p> <p>6 穀物用製粉機 (ロール式のものであって、原動機の定格出力が7.5kW以上のものに限る。)</p> <p>7 木材加工機械</p> <p>イ ドラムパーカー</p> <p>ロ チッパー (原動機の定格出力が2.25kW以上のものに限る。)</p> <p>ハ 砕木機</p> <p>ニ 帯のご盤 (製材用のものであっては原動機の定格出力が15kW以上のもの、木工用のものであっては原動機の定格出力が2.25kW以上のものに限る。)</p> <p>ホ 丸のご盤 (製材用のものであっては原動機の定格出力が15kW以上のもの、木工用のものであっては原動機の定格出力が2.25kW以上のものに限る。)</p> <p>ヘ かんな盤 (原動機の定格出力が2.25kW以上のものに限る。)</p> <p>8 抄紙機</p> <p>9 印刷機械 (原動機を用いるものに限る。)</p> <p>10 合成樹脂用射出成形機</p> <p>11 鋳造型機 (ジョルト式のものに限る。)</p>
---	---

特定工場等の規制基準(騒音)

(単位：デシベル)

区域の区分	時間の区分			地域の区分
	昼間	朝・夕	夜間	
第1種区域	45以下	40以下	40以下	第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域
第2種区域	55以下	45以下	40以下	第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域 第1種住居地域 第2種住居地域 準住居地域
第3種区域	65以下	55以下	50以下	近隣商業地域、商業地域、準工業地域
第4種区域	70以下	65以下	60以下	工業地域

(注) 1 時間の区分 昼間：8時～19時 朝：6時～8時 夕：19時～22時 夜間：22時～6時
2 規制基準は、特定工場の敷地境界に対して適用

特定建設作業

<p>1 くい打機（もんけんを除く。）、くい抜機又はくい打くい抜機（圧入式くい打くい抜機を除く。）を使用する作業（くい打機をアースオーガーと併用する作業を除く。）</p> <p>2 びょう打機を使用する作業</p> <p>3 さく岩機を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあっては、一日における当該作業に係る二地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る。）</p> <p>4 空気圧縮機（電動機以外の原動機を用いるのものであって、その原動機の定格出力が15kW以上のものに限る。）を使用する作業（さく岩機の動力として使用する作業を除く。）</p>	<p>5 コンクリートプラント（混練機の混練容量が0.45m³以上のものに限る。）又はアスファルトプラント（混練機の混練重量が200kg以上のものに限る。）を設けて行う作業（モルタルを製造するためにコンクリートプラントを設けて行う作業を除く。）</p> <p>6 バックホウ（一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が80kW以上のものに限る。）を使用する作業</p> <p>7 トラクターショベル（一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が70kW以上のものに限る。）を使用する作業</p> <p>8 ブルドーザー（一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が40kW以上のものに限る。）を使用する作業</p>
---	---

特定建設作業の規制基準(騒音)

(単位：デシベル)

区域の区分	規制基準	作業ができる時間	1日の作業時間	同一場所における作業期間	日曜・休日の作業
1号区域	85以下	7～19時	10時間を超えないこと	連続して6日を超えないこと	行わないこと
2号区域		6～22時	14時間を超えないこと		

(注) 1 規制基準は、特定建設作業を行う敷地境界に対して適用
2 1号区域：第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域
2号区域：近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域
3 工業専用地域、市街化調整区域は指定区域外

(イ) 札幌市生活環境の確保に関する条例の規制基準

騒音発生施設

<p>1 金属加工機械 研磨機（原動機を用いるもの）</p> <p>2 圧縮機 空気圧縮機（原動機の定格出力が、2.2kW以上7.5kW未満であるもの。）</p>	<p>3 木材加工機械 帯のこ盤・丸のこ盤（原動機の定格出力が、製材用のものあつては0.75kW以上15kW未満、木工用のものにあつては0.75kW以上2.25kW未満であるもの。） かな盤（原動機の定格出力が、0.75kW以上2.25kW未満であるもの。）</p>
---	---

騒音発生施設を設置する工場の規制基準

騒音規制法の特定工場の規制基準と同じ。

指定作業の規制基準

騒音規制法の特定工場の規制基準と同じ。

- (注)1 指定作業:作業期間が3カ月以上にわたる以下の作業(2)の作業は騒音規制法の第1種区域及び第2種区域で行われるものに限る)
- (1)木材の切削作業、金属のつち打作業、金属の切断作業、金属の研磨作業
- (2)土石及び建設用資材の積み込み・積み下ろし作業、建設用資材の運搬車両及び建設用重機の移動作業
- 2 規制基準は、指定作業を行う敷地境界に対して適用

拡声放送の規制基準

(単位：デシベル)

地域の区分	音量(注)		放送できる時間帯
	(1)	(2)	
第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域	60以下	45以下	8～19時
第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域 第1種住居地域 第2種住居地域 準住居地域	65以下	55以下	
近隣商業地域、商業地域 準工業地域	75以下	65以下	8～22時（車両に拡声機を設置して行なう放送は19時（都心の一部については商業宣伝を除き20時）まで）
工業地域	75以下	70以下	8～19時

(注) 測定地点については原則、拡声機の直下から5m離れた地点の基準(1)を適用する。ただし、事業場の敷地境界線上において基準(2)以下である場合には、この限りではない。

- ・同一場所において商業宣伝を目的として拡声機を使用する場合は、拡声機の使用時間は1回10分以内とし、1回につき10分以上の休止時間を設けること。
- ・2以上の拡声機を同時に使用する場合は、その間隔は、50m以上とすること。
- ・拡声機の設置は、地上10m以内（建築物等の床面にいる者のみを対象とする拡声放送の場合にあつては、その床面から10m以内）の高さとすること。

屋外営業の規制基準

(単位：デシベル)

地域の区分	時間帯	音量
第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域 第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域 第1種住居地域 第2種住居地域 準住居地域	午後11時～午前6時	40以下

(注) 屋外営業は以下のものをいう。

ゴルフ練習場、バッティング練習場、テニスコート、ガソリンスタンド、LPGスタンド、洗車場

(ウ) 「建設作業に係る環境配慮の基本方針」の作業時間基準

用途地域	作業時間
第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域 第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域 第1種住居地域 第2種住居地域 準住居地域	9時から17時まで
近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域	8時から18時まで

(注) 特定建設作業に適用する。

カ 振動の規制基準

(ア) 振動規制法の規制基準

特定施設

<ul style="list-style-type: none"> 一 金属加工機械 イ 液圧プレス(矯正プレスを除く。) ロ 機械プレス ハ セン断機(原動機の定格出力が1kW以上のものに限定。) ニ 鍛造機 ホ ワイヤーフォーミングマシン(原動機の定格出力が37.5kW以上のものに限定。) 二 圧縮機(原動機の定格出力が7.5kW以上のものに限定。) 三 土石用又は鉋物用の破砕機、摩砕機、ふるい及び分級機(原動機の定格出力が7.5kW以上のものに限定。) 四 織機(原動機を用いるものに限定。) 	<ul style="list-style-type: none"> 五 コンクリートブロックマシン(原動機の定格出力の合計が2.95kW以上のものに限定。)並びにコンクリート管製造機械及びコンクリート柱製造機械(原動機の定格出力の合計が10kW以上のものに限定。) 六 木材加工機械 イ ドラムバーカー ロ チッパー(原動機の定格出力が2.2kW以上のものに限定。) 七 印刷機械(原動機の定格出力が2.2kW以上のものに限定。) 八 ゴム練用又は合成樹脂練用のロール機(カレンダーロール機以外のもので原動機の定格出力が30kW以上のものに限定。) 九 合成樹脂用射出成形機 十 鋳造型機(ジヨルト式のものに限定。)
---	---

特定工場等の規制基準(振動)

(単位: デシベル)

区域の区分	時間の区分		地域の区分
	昼間	夜間	
第1種区域	60以下	55以下	第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域 第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域 第1種住居地域、第2種住居地域 準住居地域
第2種区域	65以下	60以下	近隣商業地域、商業地域、準工業地域 工業地域

- (注) 1 時間の区分 昼間: 8時~19時 夜間: 19時~8時
 2 規制基準は、特定工場等の敷地境界に対して適用
 3 学校教育法に規定する学校等の敷地の周囲約50メートルの区域では、それぞれ規制値から5デシベルを減じた値を適用

特定建設作業

<ul style="list-style-type: none"> 1 くい打機(もんけん及び圧入式くい打機を除く。)、くい抜機(油圧式くい抜機を除く。)又はくい打くい抜機(圧入式くい打くい抜機を除く。)を使用する作業 2 鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業 3 舗装版破砕機を使用する作業(作業地点が連続的に移動する作業にあっては、一日における当該作業に係る二地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る。) 	<ul style="list-style-type: none"> 4 ブレーカー(手持式のものを除く。)を使用する作業(作業地点が連続的に移動する作業にあっては、一日における当該作業に係る二地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る。)
--	---

特定建設作業の規制基準(振動)

(単位：デシベル)

区域の区分	規制基準	作業ができる時間	1日の作業時間	同一場所における作業期間	日曜・休日の作業
1号区域	75以下	7～19時	10時間を超えないこと	連続して6日を超えないこと	行わないこと
2号区域		6～22時	14時間を超えないこと		

- (注) 1 規制基準は、特定建設作業を行う敷地境界に対して適用
 2 1号区域：第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域
 2号区域：近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域
 3 工業専用地域、市街化調整区域は指定区域外

キ 道路交通振動に係る要請限度

(単位：デシベル)

区域の区分	時間の区分		地域の区分
	昼	夜	
第1種区域	65	60	第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域 第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域 第1種住居地域、第2種住居地域 準住居地域
第2種区域	70	65	近隣商業地域、商業地域、準工業地域 工業地域

(注) 時間の区分 昼：8時～19時 夜：19時～8時

(5) 悪臭防止法に基づく悪臭原因物の規制基準

●敷地境界における規制基準

臭気指数10

●気体排出口における規制基準

悪臭防止法施行規則第6条の2に定める方法により算出して得られる臭気排出強度または臭気指数

●排出水中における規制基準

臭気指数26

(6) 「札幌市生活環境の確保に関する条例」に基づく廃棄物焼却炉等の構造の基準

項	廃棄物焼却炉等	構造に関する基準
1	火格子面積が2㎡以上又は焼却能力が1時間当たり200kg以上である廃棄物焼却炉（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第5条第1項並びに第7条第3号、第5号、第8号、第12号及び第13号の2に規定する焼却施設（以下「廃棄物処理法許可焼却炉」という。）を除く。）	<p>(1) 次の要件を備えた一次燃焼室及び二次燃焼室を設けること。ただし、これと同等以上の機能を有すると認められる構造のものについては、この限りでない。</p> <p>ア 外気と遮断された構造であること。</p> <p>イ 燃焼室内において発生するガス（以下「燃焼ガス」という。）の温度を連続的に測定し、かつ、記録するための装置が設けられていること。</p> <p>ウ 燃焼室に燃焼に必要な量の空気を供給できる設備（供給空気量を調節する機能を有するものに限る。以下「空気供給設備」という。）が設けられていること。</p> <p>エ 燃焼ガスの温度を保つために必要な助燃装置（以下「助燃装置」という。）が設けられていること。</p> <p>オ 燃焼ガスが800℃以上の温度を保ちつつ十分に滞留できる構造であること（二次燃焼室に限る。）。</p> <p>(2) ばいじんを除去する高度の機能を有する集じん装置を設けること。</p> <p>(3) 排出ガス中の一酸化炭素の濃度を連続的に測定し、かつ、記録するための装置を設けること。</p> <p>(4) 排出ガスの測定が容易にできるよう、煙突の適切な位置に排出ガス測定口を設けること。</p> <p>(5) 灰及び集じん装置によって集められたばいじんが飛散し、又は流出しない構造の貯留設備を設けること。</p> <p>(6) 廃棄物の投入時に投入口からばいじん等が出ない構造とすること。</p> <p>(7) 廃棄物の定量供給装置を設けること。ただし、ガス化燃焼方式の場合及び動物を専焼する場合にあっては、この限りでない。</p>
2	一次燃焼室容積が1.5㎡以上である廃棄物焼却炉（第1項の廃棄物焼却炉及び廃棄物処理法許可焼却炉を除く。）	<p>(1) 次の要件を備えた一次燃焼室及び二次燃焼室を設けること。ただし、これと同等以上の機能を有すると認められる構造のものについては、この限りでない。</p> <p>ア 外気と遮断された構造であること。</p> <p>イ 燃焼ガスの温度を連続的に測定し、かつ、記録するための装置が設けられていること。</p> <p>ウ 空気供給設備が設けられていること。</p> <p>エ 助燃装置が設けられていること。</p> <p>オ 燃焼ガスが800℃以上の温度を保ちつつ十分に滞留できる構造であること（二次燃焼室に限る。）。</p> <p>(2) 遠心式集じん装置又はこれと同等以上の機能を有する集じん装置（以下「サイクロン等」という。）を設けること。</p> <p>(3) 排出ガス中の一酸化炭素の濃度を連続的に測定し、かつ、記録するための装置を設けること。</p> <p>(4) 排出ガスの測定が容易にできるよう、煙突の適切な位置に排出ガス測定口を設けること。</p> <p>(5) 灰及び集じん装置によって集められたばいじんが飛散し、又は流出しない構造の貯留設備を設けること。</p> <p>(6) 廃棄物の投入時に投入口からばいじん等が出ない構造とすること。</p>

注1 第1項に規定する廃棄物焼却炉のうち廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号）第1条の7の規定が適用されるものについては、当分の間、同項第1号ア及びエ、第6号並びに第7号の規定（加熱することなく燃焼ガスの温度を保つことができる性状を有する廃棄物のみを焼却する焼却設備にあっては、同項第1号ア、第6号及び第7号の規定に限る。）は、適用しない。

2 第2項に規定する廃棄物焼却炉のうち廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第1条の7の規定が適用されるものについては、当分の間、同項第1号ア及びエ並びに第6号の規定（加熱することなく燃焼ガスの温度を保つことができる性状を有する廃棄物のみを焼却する焼却設備にあっては、同項第1号ア及び第6号の規定に限る。）は、適用しない。

項	廃棄物焼却炉等	構造に関する基準
3	一次燃焼室容積が1.5㎡未満で火格子面積が0.25㎡以上又は一次燃焼室容積が0.25㎡以上である廃棄物焼却炉（第1項の廃棄物焼却炉及び廃棄物処理法許可焼却炉を除く。）	<p>(1) 次の要件を備えた一次燃焼室及び二次燃焼室を設けること。ただし、これと同等以上の機能を有すると認められる構造のものについては、この限りでない。</p> <p>ア 外気と遮断された構造であること。</p> <p>イ 燃焼ガスの温度を測定するための装置（以下「温度計」という。）が設けられていること。</p> <p>ウ 空気供給設備が設けられていること。</p> <p>エ 助燃装置が設けられていること。</p> <p>オ 燃焼ガスが800℃以上の温度を保ちつつ十分に滞留できる構造であること（二次燃焼室に限る。）。</p> <p>(2) サイクロン等を設けること。</p> <p>(3) 排出ガスの測定が容易にできるよう、煙突の適切な位置に排出ガス測定口を設けること。</p> <p>(4) 灰及び集じん装置によって集められたばいじんが飛散し、又は流出しない構造の貯留設備を設けること。</p> <p>(5) 廃棄物の投入時に投入口からばいじん等が出ない構造とすること。</p>
4	火格子面積が0.25㎡以上又は燃料の燃焼能力が1時間当たり24kg以上である主に合成樹脂、ゴム又は廃棄物固形化燃料を熱源として使用するボイラー	<p>(1) 次の要件を備えた一次燃焼室及び二次燃焼室を設けること。ただし、これと同等以上の機能を有すると認められる構造のものについては、この限りでない。</p> <p>ア 外気と遮断された構造であること。</p> <p>イ 温度計が設けられていること。</p> <p>ウ 空気供給設備が設けられていること。</p> <p>エ 助燃装置が設けられていること。</p> <p>オ 燃焼ガスが800℃以上の温度を保ちつつ十分に滞留できる構造であること（二次燃焼室に限る。）。</p> <p>(2) サイクロン等を設けること。</p> <p>(3) 排出ガスの測定が容易にできるよう、煙突の適切な位置に排出ガス測定口を設けること。</p> <p>(4) 灰及び集じん装置によって集められたばいじんが飛散し、又は流出しない構造の貯留設備を設けること。</p> <p>(5) 燃料の投入時に投入口からばいじん等が出ない構造とすること。</p>
5	火格子面積が0.25㎡以上又は燃料の燃焼能力が1時間当たり24kg以上である固体燃料を熱源として使用するボイラー（第4項のボイラーを除く。）	<p>(1) 次の要件を備えた燃焼室を設けること。ただし、これと同等以上の機能を有すると認められる構造のものについては、この限りでない。</p> <p>ア 外気と遮断された構造であること。</p> <p>イ 空気供給設備が設けられていること。</p> <p>ウ 助燃装置が設けられていること（伝熱面積（大気汚染防止法施行令別表第1の1の項の下欄の伝熱面積をいう。）が10㎡未満で、かつ、燃料の燃焼能力が1時間当たり80kg未満の施設を除く。）。</p> <p>(2) サイクロン等を設けること。</p> <p>(3) 排出ガスの測定が容易にできるよう、煙突の適切な位置に排出ガス測定口を設けること。</p> <p>(4) 灰及び集じん装置によって集められたばいじんが飛散し、又は流出しない構造の貯留設備を設けること。</p> <p>(5) 燃料の投入時に投入口からばいじん等が出ない構造とすること。</p>

注1 第3項に規定する廃棄物焼却炉のうち廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第1条の7の規定が適用されるものについては、当分の間、同項第1号ア、イ及びエ並びに第5号の規定（加熱することなく燃焼ガスの温度を保つことができる性状を有する廃棄物のみを焼却する焼却設備にあつては、同項第1号ア及び第5号の規定に限る。）は、適用しない。

管理に関する基準

項	廃棄物焼却炉等	管理に関する基準
1	火格子面積が0.25㎡以上又は一次燃焼室容積が0.25㎡以上である廃棄物焼却炉（廃棄物処理法許可焼却炉を除く。）	<p>(1) 燃焼室の管理</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 運転を開始する場合には、助燃装置を作動させる等により、燃焼室内の温度を速やかに上昇させること。 イ 燃焼ガスを800℃以上の温度を保ちつつ十分に滞留させること。 ウ 運転を停止する場合には、助燃装置を作動させる等により、廃棄物を焼却し尽くすまで燃焼室内の温度を高温に保つこと。 エ 供給空気量を調節し、燃焼室内に空気を十分に供給すること。 オ 排出ガス中の一酸化炭素の濃度が100ppm以下になるように廃棄物を焼却すること（一次燃焼室容積が1.5㎡未満の廃棄物焼却炉を除く。）。 <p>(2) 燃焼状態の管理</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 燃焼ガスの温度を連続的に測定し、かつ、記録すること（一次燃焼室容積が1.5㎡未満の廃棄物焼却炉を除く。）。 イ 排出ガス中の一酸化炭素の濃度を連続的に測定し、かつ、記録すること（一次燃焼室容積が1.5㎡未満の廃棄物焼却炉を除く。）。 <p>(3) 適正な維持管理のもとに集じん装置を作動させること。</p> <p>(4) ばいじん及び灰は、飛散しないよう適正に管理し、又は処理すること。</p> <p>(5) 管理体制</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 廃棄物焼却炉の運転管理者を選任し、適正な維持管理を行わせること。 イ 廃棄物焼却炉を適正に管理するための方法を記載した書面を作成し、これに基づき廃棄物の焼却を行うこと（一次燃焼室容積が1.5㎡未満の廃棄物焼却炉を除く。）。
2	火格子面積が0.25㎡以上又は燃料の燃焼能力が1時間当たり24kg以上である固体燃料を熱源として使用するボイラー	<p>(1) 燃料の投入</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 燃料は過剰に投入しないこと。 イ 廃木材等の木質燃料を使用するボイラーにあつては、廃木材等に混在する塗料及びプラスチック材を選別し、燃料として使用しないこと。 <p>(2) 燃焼室の管理</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 運転を開始する場合には、助燃装置を作動させる等により、燃焼室内の温度を速やかに上昇させること。 イ 主に合成樹脂、ゴム又は廃棄物固化燃料を燃料とするボイラーにあつては、燃焼ガスを800℃以上の温度を保ちつつ十分に滞留させること。 ウ 供給空気量を調節し、燃焼室内に空気を十分に供給すること。 <p>(3) 適正な維持管理のもとに集じん装置を作動させること。</p> <p>(4) ばいじん及び灰は、飛散しないよう適正に管理し、又は処理すること。</p> <p>(5) 管理体制</p> <p>ボイラーの運転管理者を選任し、適正な維持管理を行わせること。</p>

(7) ダイオキシン類

ア ダイオキシン類に係る環境基準

媒体	基準値	備考
大 気	0.6 pg-TEQ / m ³ 以下	1 基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。 2 大気及び水質の基準値は、年間平均値とする。 3 土壌にあつては、環境基準が達成されている場合であつて、土壌中のダイオキシンの量が250 pg-TEQ / g以上の場合には、必要な調査を実施することとする。
水 質	1 pg-TEQ / L以下	
水底の底質	150 pg-TEQ / g以下	
土 壌	1000 pg-TEQ / g以下	

イ 排出ガスに係る特定施設およびダイオキシン類の大気排出基準

(単位：ng-TEQ / m³N)

特定施設の種類	施設規模 (焼却能力)	大気排出基準 (H12.1.15以降設置等)	既存施設の基準 (H12.1.14以前設置)
廃棄物焼却炉	4t / 時 以上	0.1	1
焼却能力50kg/時以上	2t / 時 ~ 4t / 時	1	5
又は火床面積0.5m ² 以上	2t / 時 未満	5	10
製鋼用電気炉		0.5	5
鉄鋼業焼結施設		0.1	1
亜鉛回収施設		1	10
アルミニウム合金製造施設		1	5

(注) 既に大気汚染防止法において新設施設の指定物質抑制基準が適用されている施設については、新設施設の排出基準が適用される。

ウ 排水に係る特定施設およびダイオキシン類の水質排出基準

(単位：pg-TEQ / L)

特定施設の種類	水質 排出基準
1 硫酸塩パルプ又は亜硫酸パルプの製造の用に供する塩素又は塩素化合物による漂白施設 2 カーバイド法アセチレンの製造の用に供するアセチレン洗浄施設 3 硫酸カリウムの製造の用に供する廃ガス洗浄施設 4 アルミナ繊維の製造の用に供する廃ガス洗浄施設 5 担体付き触媒の製造の用に供する焼成炉から発生するガスを処理する廃ガス洗浄施設 6 塩化ビニルモノマーの製造の用に供する二塩化エチレン洗浄施設 7 カプロラクタムの製造(塩化ニトロシルを使用するもの)の用に供する硫酸濃縮施設、シクロヘキサン分離施設、廃ガス洗浄施設 8 クロロベンゼン又はジクロロベンゼンの製造の用に供する水洗施設、廃ガス戦場施設 9 4-クロロフタル酸水素ナトリウムの製造の用に供するろ過施設、乾燥施設、廃ガス洗浄施設 10 2,3-ジクロロ-1,4-ナフトキノンの製造の用に供するろ過施設、廃ガス洗浄施設 11 ジオキサジンバイオレットの製造に係るニトロ化誘導体分離・洗浄施設、還元誘導体分離・洗浄施設、ジオキサジンバイオレット洗浄施設、熱風乾燥施設 12 アルミニウム又はその合金の製造の用に供する焙焼炉、溶解炉又は乾燥炉に係る廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設 13 亜鉛の回収(製鋼用電気炉の集じん機で集めたばいじんからの回収)に係る精製施設、廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設 14 担体付き触媒の金属の回収の用に供するろ過施設、精製施設、廃ガス洗浄施設 15 廃棄物焼却炉(表3-1-7に該当するもの)に係る廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設、灰の貯留施設であって汚水又は廃液を排出するもの 16 廃PCB等又はPCB処理物の分解施設、PCB汚染物又はPCB処理物の洗浄施設又は分離施設 17 フロン類の破壊の用に供するプラズマ反応施設、廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設 18 上記の施設から排出される下水を処理する下水道終末処理施設 19 上記の施設を設置する工場又は事業場から排出される水の処理施設	10

注1：廃棄物の最終処分場からの放流水に係る基準は、最終処分場の維持管理の基準を定める命令により10pg-TEQ/Lと規定

エ 廃棄物焼却炉である特定施設に係るばいじん等に含まれる量の基準

種 類	ダイオキシン類の量の基準
ばいじん等	3 ng-TEQ / g

注：既設施設(平成12年1月14日以前に設置)のばいじん等については、省令で定められた方法により処分を行う限り適用されない。